



口座の売買は 犯罪です！！

キャッシュカードや通帳を売買することは「犯罪による収益の移転防止に関する法律」違反で犯罪です。

また、売却目的で口座を開設した場合は詐欺罪です。

CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION

自分又は他人名義の
通帳やキャッシュカードを
売った / 買った

インターネットバンキング
で使うID・パスワード等を
売った / 買った

**犯罪による収益の
移転防止に関する
法律違反**

1年以下の懲役もしくは
100万円以下の罰金

【口座を売ります】【口座を買います】などと勧誘したり広告することも同様に犯罪です。

売却目的で自分名義の
口座を開設した

他人や架空の名義で
口座を開設した

詐欺罪

10年以下の懲役

※ さらに、他の金融機関を含め、口座開設ができなくなる場合があります。

CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION

長野県警察